

改正案

現行

第一条（現行のとおり）

（宅地建物取引業者の説明事項等）

第二条 条例第二条第一項第一号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一から三まで（現行のとおり）

2 条例第二条第一項第二号の規則で定める事項は、賃借人の入居期間中の設備等の修繕及び維持管理等に関する連絡先となる者の氏名（法人にあつては、その商号又は名称）及び住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）とする。

3 知事は、宅地建物取引業者が条例第二条第一項の規定による書面の交付又は説明を適正に行うために必要な事項を示すものとする。

（電磁的方法による提供の承諾）

第三条 条例第二条第二項の承諾は、宅地建物取引業者が、あらかじめ、当該承諾に係る住宅を借りようとする者（以下「相手方」という。）に対し電磁的方法（同条第二項の電磁的方法をいう。以下同じ。）による提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示した上で、当該相手方から書面又は電磁的方法であつて第三項で定めるもの（以下「書面等」という。）によつて得るものとする。

2 前項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 次条第一項各号に掲げる方法のうち宅地建物取引業者

第一条（略）

（宅地建物取引業者の説明事項等）

第二条 条例第二条第一号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一から三まで（略）

2 条例第二条第二号の規則で定める事項は、賃借人の入居期間中の設備等の修繕及び維持管理等に関する連絡先となる者の氏名（法人にあつては、その商号又は名称）及び住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）とする。

3 知事は、宅地建物取引業者が条例第二条の規定による書面の交付又は説明を適正に行うために必要な事項を示すものとする。

（新設）

等（宅地建物取引業者又は条例第二条第二項に規定する事項の提供を行う宅地建物取引業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備え置き、これを相手方若しくは当該宅地建物取引業者の用に供する者をいう。以下同じ。）が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

3| 第一項の承諾を得る電磁的方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの

イ 相手方の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて宅地建物取引業者の使用に係る電子計算機に第一項の承諾又は第五項の申出（以下「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 宅地建物取引業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

4| 前項各号に掲げる方法は、宅地建物取引業者がファイル

への記録を出力することにより書面を作成することができ
るものでなければならない。

5| 宅地建物取引業者は、第一項の承諾を得た場合であつても、相手方から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該申出の後に当該相手方から再び同項の承諾を得た場合は、この限りでない。

(電磁的方法による提供)

第四条 条例第二条第二項の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 宅地建物取引業者等の使用に係る電子計算機と相手方等（相手方又は相手方との契約により相手方ファイル（専ら相手方の用に供されるファイルをいう。以下同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下「記載事項」という。）を送信し、相手方等の使用に係る電子計算機に備えられた相手方ファイルに記載する方法

ロ 宅地建物取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記載された記載事項を電気通信回線を通じて相手方の閲覧に供し、相手方等の使用に係る電子計算機に備えられた当該相手方の相手方ファイルに当該記載事項を記録する方法

二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに記載事項

(新設)

を記録したものを交付する方法

2 | 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 | 相手方が相手方ファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。

二 | ファイルに記録された記載事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置が講じられていること。

三 | 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、記載事項を宅地建物取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨が相手方に通知されるものであること。ただし、相手方が当該記載事項を閲覧したことを確認したときはこの限りでない。

第五条 (現行のとおり)

第六条 (現行のとおり)

第七条 (現行のとおり)

別記様式(第5条関係)

第 年 月 日

宛て 東京都知事

勅 告 書

あなたが 行っている 住宅の賃貸借に係る 代理 媒介 の業務において、東京における住宅 行っ た

の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例第 条に違反する事実があったので、同条例第5条の規定により下記のとおり勅告します。

なお、勅告に従わないときは、同条例第6条第1項の規定により、あなたの氏名又は商号その他必要な事項を公表することがあります。

記

1 物件名及びその所在地

2 取引関係者 貸主 借主(予定)

3 契約(予定)日 年 月 日

4 違反と認められる理由

5 とるべき措置

6 報 告

(日本産業規格A列4番)

第三条 (略)

第四条 (略)

第五条 (略)

別記様式(第3条関係)

第 年 月 日

宛て 東京都知事

勅 告 書

あなたが 行っている 住宅の賃貸借に係る 代理 媒介 の業務において、東京における住宅 行っ た

の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例第 条に違反する事実があったので、同条例第5条の規定により下記のとおり勅告します。

なお、勅告に従わないときは、同条例第6条第1項の規定により、あなたの氏名又は商号その他必要な事項を公表することがあります。

記

1 物件名及びその所在地

2 取引関係者 貸主 借主(予定)

3 契約(予定)日 年 月 日

4 違反と認められる理由

5 とるべき措置

6 報 告

(日本産業規格A列4番)